

青森市原子力災害対策計画の概要

計画の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質がプルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)が原子力施設から概ね 50 km に及んだ可能性があり、国は、原子力施設から概ね 5 km の範囲を P A Z (Precautionary Action Zone) とし、急速に進展する事故等を考慮し直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域とする一方、原子力施設から概ね 30 km の範囲を U P Z (Urgent Protective action planning Zone) とし、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域としたものである。

今後、国は、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(P P A : Plume Protection Planning Area)における具体的な対応を検討していくとしているところである。

本市は、東北電力(株)東通原子力発電所から概ね 50 km 以上距離を隔てた U P Z 圏外であるが、市民の安全を確保するとともに、P A Z 及び U P Z 圏内住民の広域一時滞在を受入れる新たな防災体制の構築が急がれるところである。

第 1 章 総則

計画の目的(第 1 節)

原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、青森市がとるべき措置を定めるとともに市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

計画の基礎とするべき災害の想定(第 5 節)

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故による「外部被ばく」と「内部被ばく」の双方を想定する。

本市における被害想定(第 7 節)

季節風をも考慮し東通原子力発電所から最大 100km 圏内に位置する本市域において、年間積算線量 20~100mSv(ミリシーベルト)に達し、市民等が外部被ばく及び内部被ばくするおそれのある汚染規模とする。

防災関係機関の事務又は業務(第 9 節)

原子力防災に関し、市、消防機関が処理すべき事務又は業務について定める。

第 2 章 原子力災害事前対策

情報の収集・連絡体制の整備(第 3 節)

県、原子力施設所在市町村及び関係周辺市町村、その他関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行う体制を整備する。

災害応急体制の整備(第 4 節)

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制を整備する。

避難収容活動体制の整備(第 5 節)

市民及び P A Z、U P Z の避難者誘導及び広域一時滞在者の受け入れ体制を構築する。

救助・救急、医療及び防護資機材等の整備（第8節）

・緊急被ばく医療活動体制等の整備

- ・県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、受入医療機関の役割を決定するなど体制の整備を図る

・医療活動用資機材等の整備

- ・国の原子力災害対策指針に準じ、市民に配布する安定ヨウ素剤を順次備蓄する。
- ・県の緊急時医療活動実施要領及び青森県緊急被ばく医療マニュアルに従い、具体的な調剤や服用の実施体制を構築する。

・防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- ・放射線測定資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備を図る。

原子力防災に関する知識の普及と啓発（第10節）

国、県及び原子力事業者が市民等に対し実施する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に協力するものとする。

防災業務関係者を対象に実施される研修会及び防災訓練等への参加（第11節）

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県が原子力事業者等関係機関、自衛隊等と連携し実施する研修会及び防災訓練等に参加する。

第3章 緊急事態応急体制

情報の収集・伝達（第2節）

原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報、原災法10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報、及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された際、自ら行う応急対策活動の状況等について、市民等に対し迅速に情報伝達できるよう、国、県、原子力事業者等との連絡体制を整備する。

職員の連絡・参集体制（第3節）

市職員の動員、緊急初動対応等の災害応急体制を整備する。

- ・警戒配備 警戒事象発生時の通報（所属職員の3割程度）
- ・非常配備(1号) 特定事象発生時の通報（所属職員の7割程度）
- ・非常配備(2号) 原子力緊急事態宣言の発出（全職員）

青森市の防災組織（第4節）

- ・警戒対策本部 警戒事象発生時の通報
- ・災害対策連絡本部 特定事象発生時の通報
- ・災害対策本部 原子力緊急事態宣言の発出

防災業務関係者の安全確保（第5節）

緊急事態応急対策に係わる市職員、消防職員及び医療関係者等の防災業務関係者の安全を確保する。

屋内退避及び避難収容等の防護活動（第6節）

原子力災害時の退避・避難等のための初期活動開始指標に基づく退避・避難措置の決定と指示・伝達、避難所の開設運営について規定する。

（参考）【原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標】

	予測線量		避難のための初期活動 (防護対策)
	外部被ばくによる 実効線量 (外部全身)	内部被ばくによる 等価線量 (甲状腺)	
第1レベル	5~ 10mSv	50~ 100mSv	屋内退避
第2レベル	10~ 50mSv	100~ 500mSv	コンクリート屋内退避
第3レベル	50mSv以上	500mSv以上	避難

- ・ 広域一時滞在に係る避難誘導、避難支援
- ・ 広域一時滞在者の受入
- ・ 避難の際の市民等に対するスクリーニング等の実施
- ・ 安定ヨウ素剤の予防服用

救助・救急活動及び医療措置（第10節）

緊急被ばく医療活動等については、「青森県緊急被ばく医療マニュアル」等により実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定（第3節）

国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

放射性物質による環境汚染への対処（第4節）

国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を講じる。

被災者等の生活再建等の支援（第8節）

国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり支援する。

風評被害等の影響の軽減（第9節）

国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の影響が軽減されるよう、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

参 考

【原子力災害対策を重点的に実施すべき区域】

区域	発電所からの 距離 (目安)	基本の対応
予防的防護措置を 準備する区域 (PAZ Precautionary Action Zone)	半径 5 km	発電所からの放射性物質の環境への放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、PAZ 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30km 圏外への避難を実施する。
緊急時防護措置を 準備する区域 (UPZ Urgent Protective Action Planning Zone)	半径 5 km ～ 30 km	計測可能な判断基準に基づき避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね 30 km 圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。 なお、UPZ内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。
プルーム通過時の被 ばくを避けるための 防護措置を実施する 区域 (PPA: Plume Protection Planning Area)	半径 30 km ~	UPZの範囲外であっても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、放射性物質の吸入等を避けるため、必要に応じ屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じ追加防護措置が必要となる。